



玉藻地区-10M岸壁

(施設管理者：香川県)

(香川県高松市玉藻町)

北緯	34° 21' 21.1"N
東経	134° 02' 51.5"E

予約先 名称・部署	高松港管理事務所			
予約先 電話番号	087-851-3442	予約先 FAX番号	087-822-2306	施設 URL
予約先の 受付時間	8 : 30 ~ 17 : 15 (休業日：土日・祝日・年末年始)			

◆施設情報◆

ビジターバース	1 隻 (全長が80ft (24m) 以上の船舶に限る)		
ビジター料金	1 隻につき 1 日あたり (1 日 = 24 時間以内) 船舶の長さ 1m までごとに 800 円 (給水施設使用料を含みます)		
※事前予約:要	P B ヨット PWC		
施設形式	岸壁	施設延長等	延長：225m / 計画水深：-10m 設備：係船柱、防舷材、給水設備
連続して 停泊可能な 期間	7 日間 許可を受けた期間の最初の日以降であれば継続して使用許可申請をすることが可能。	入出港可能 時間帯	2 4 時間可能
利用方法	FAX 又は電子メールで予約し、使用する日の 1 か月前までに使用許可申請書を提出してください (予約受付は使用する日の 1 年前の応当日の属する月の初日)。	料金の 支払方法	送付する納入通知書により支払い。
その他の利用 条件、注 意事項	岸壁上は、船舶の乗降に限り使用が可能です。 離着岸時や係留中の船舶は使用者の責任において管理してください。香川県の責めによらない事由により生じた船舶への損害については県はその責を一切負いません。 使用者が船舶の離着岸時や係留中に、港湾施設や他の船舶等に損害を与えた時は、遅滞なく高松港管理事務所に届け出るとともに、使用者がその責任においてその損害を賠償し、解決してください。 ●当施設及び周辺において次の行為を禁止しています。 (1) 港湾の利用又は保全に著しく支障を与える行為 (2) 港湾施設を損傷し、又は汚損する行為 (3) 港湾施設の機能を妨げ、又は低下させる行為 (4) 近隣事業者の事業活動に支障を与える行為 (5) 付近の航行等に対し支障を与える行為 (6) 物品の販売等営利を目的とした行為 (7) 官公署の保安活動に対して支障を与える行為		
備考	・予約は船舶代理店を通じて行ってください。 ・中央埠頭 (-7.5M) 岸壁が利用できない場合のみ利用できます。		

下船後の 交通手段	徒歩、鉄道 (JR 高松駅 (900m)、琴電築港駅 (700m))、タクシー、レンタサイクル	地図リンク (google)	https://www.google.com/maps/place/34%C2%B021'21.1%22N+134%C2%B002'51.5%22E/@34.355862,134.0469879,19z/data=!3m1!4m4!3m3!8m2!3d34.355862!4d134.047633?entry=ttu&ep=EgoyMDI1MDQxNC4xIKXMDSOASAFQAw%3D%3D
--------------	---	-------------------	---



◆近隣地図◆



◆周辺施設情報◆【半径1km圏内】

商業施設：TAKAMATSU ORNE（高松オルネ）(600m)、マルナカサンプォート店（650m）

飲食店：マリタイムプラザ高松(500m)、駅前等その他

宿泊施設：JR ホテルクレメント高松(500m)、ホテルエリアワン高松(700m)

レンタサイクル：高松駅前広場地下駐輪場・レンタサイクルポート(800m)

総合病院：高松赤十字病院(2.2km)、香川県立中央病院(1.4km)、KKR高松病院(2.1km)

◆主要な観光地等◆

あなぶきアリーナ香川（160m）、玉藻公園(1.6km)、高松シンボルタワー(500m)、高松中央商店街(1.6km)、高松市美術館(1.7km)、香川県文化会館(1.7km)、栗林公園(2.8km)、北浜アリー(1.2km)、など

さぬき高松まつり、高松花火大会(8月)

